

松江市告示第 247 号

松江市 IT 等導入支援事業補助金交付要綱（平成 28 年松江市告示第 93 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
(定義)		(定義)	
第2条 略		第2条 略	
(1) 略		(1) 略	
<u>(2) 製造業 日本標準産業分類(平成25年10月改定)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。</u>		(2) 略	
(3) 略		(2) 略	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第3条 略		第3条 略	
略		略	
交付の対象である事業の内容	<u>IT等の導入に係る</u> 次に掲げる事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業を除く。	交付の対象である事業の内容	_____次に掲げる事業(_____この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業を除く。) <u>とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u>
	(1) 生産管理事業		(1) 生産管理事業

	<p>生産工程における製品や情報、原価等を総合的に管理するために必要なIT等<u>の導入</u>(公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用する場合を含む。以下同じ。)_____</p> <p>(2) 製品等開発促進事業 製品等の開発を促進するために必要なIT等<u>の導入</u>_____</p> <p>(3) AI・IoT等利用促進事業 製造現場での進捗見える化等、デジタル化を促進するために必要なIT等<u>の導入</u>_____</p>		<p>生産工程における製品や情報、原価等を総合的に管理するために必要なIT等<u>を</u>導入(公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用する場合を含む。以下同じ。)す</p> <p><u>る事業</u></p> <p>(2) 製品等開発促進事業 製品等の開発を促進するために必要なIT等<u>を導入する事業</u></p> <p>(3) AI・IoT等利用促進事業 製造現場での進捗見える化等、デジタル化を促進するために必要なIT等<u>を導入する事業</u></p>
補助対象経費	<p><u>次に掲げる</u>_____経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。</p> <p>(1) <u>IT等の導入に要する経費</u></p> <p>(2) <u>その他市長が特に必要と認める経費</u></p>	補助対象経費	<p><u>市内事業所へのIT等の導入に要する経費</u>_____。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。</p>
交付の率又は金額	<p><u>次に掲げるとおりとする。ただし、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、各事業につき1回を限度とする。</u></p> <p>(1) 生産管理事業</p>	交付の率又は金額	<p>(1) 生産管理事業</p>

	<p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし_____、100万円を上限_____と_____とする。</p> <p>(2) 製品等開発促進事業</p> <p>補助対象経費の3分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし_____、50万円を上限_____と_____とする。</p> <p>(3) AI・IoT等利用促進事業</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし_____、100万円を上限_____と_____とする。</p>		<p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、100万円を上限とし、<u>同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、1回を限度</u>とする。</p> <p>(2) 製品等開発促進事業</p> <p>補助対象経費の3分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、50万円を上限とし、<u>同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、1回を限度</u>とする。</p> <p>(3) AI・IoT等利用促進事業</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とする。ただし、100万円を上限とし、<u>同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は、1回を限度</u>とする。</p>
補助事業者の範囲	<p>_____製造業_____を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。</p>	補助事業者の範囲	<p><u>市内に事業所を有する製造業に属する事業</u>を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。</p>

終期 令和6年3月31日	終期 令和5年3月31日
<p>(交付の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) <u>導入する</u>IT等の取得に係る契約書又は見積書及びその明細(写し)</p> <p>(2) 略</p> <p>(現地調査)</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) _____IT等の取得に係る契約書又は見積書及びその明細(写し)</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(軽微な内容の変更)</u></p>
<p>第5条 補助事業者は、導入するIT等の最終取得日から2か月以内であって、取得に要した<u>経費</u>を支払う前に、市職員による現地調査を受けなければならない。<u>ただし、導入するIT等の最終取得日前に取得に要する経費の一部を支払う場合は、最終取得日から2か月以内であって、取得に要した経費の残額を支払う前に、市職員による現地調査を受けるものとする。</u></p>	<p>第5条 <u>規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。</u></p> <p>(現地調査)</p> <p>第6条 補助事業者は、導入するIT等の最終取得日から2か月以内であって、取得に要した<u>費用</u>を支払う前に、市職員による現地調査を受けなければならない。</p>
<p>第6条・第7条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、<u>第6条第4号</u>中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。</p>	<p>第7条・第8条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、<u>第7条第4号</u>中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。</p>

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。